

議案第16号

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第9号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年3月4日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期末手当」の次に「，勤勉手当」を加え，「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第1項ただし書を削り，同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は，前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第22条第2項中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第25条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え，同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に改め，「，給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と」を削り，「同条第4項」を「給与条例第20条第4項」に，「合計額」とあるのは「合計額」とあるのは，」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは，「それぞれその基準日（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は，前項において準用する給与条例第21

条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。